

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月4日（火）午後1時30分から午後2時17分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
		8番	木村 寛
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
		14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悅子	22番	山田 悅示

4. 欠席委員（1名）

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員 7番 梶原 茂夫 9番 河野 順子
10番 河野 秀雄 13番 白井 照良

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

9番 末光 亨 11番 高木 伯志

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地法第4・5条許可について
報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第7号 農地転用確認交付申請書について
(令和7年9月16日～令和7年10月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅崎 裕文 次長兼管理係長 中島 慶和
農地係長 山下 佳彦 専門員 境本 博佳
一般事務 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 二宮 貴紀 農業振興係長 宇都宮 弘

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《会長》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員19名であります。定足数に達しておりますので、只今より令和7年11月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、梶原委員、河野順子委員、河野秀雄委員、白井委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《会長》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に末光委員、高木委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《会長》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《会長》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認についてでございますが、そのうち、番号94につきましては、申請者の都合により一旦取り下げとなっておりますので、お知らせいたします。取り下げ、ということで処理をしていただければと思ひ

ます。

よって、今月は13件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

88番、89番について説明します。88番ですが、◇◇町の◇◇◇◇さんの畠を◇◇◇◇町の◇◇◇◇さんへ無償で贈与する、ということです。

89番ですが、89番、これ、◇◇◇◇町の◇◇◇◇になるんですが、住んでおられた方が亡くなり親族の方もいないということで、相続人が、相続財産清算人ですかね、◇◇◇◇さんになつるんですが。その土地をですね、所有権の移転になるんですが、◇◇◇◇町◇◇◇◇の畠を◇◇◇◇町の◇◇◇◇さんが譲渡を受ける、ということです。以上です。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。90番についてご説明申し上げます。実はこの案件、以前申請がございまして、農業用倉庫に耕作放棄されたような海岸端の樹園地がございまして、それをまとめてということで。これは、別の意味があつての所有権移転ではないかということもありまして、下波の山本委員にもお世話になりました、いろいろとやっておりましたら、取り下げになりました。この度、倉庫等を全部分筆しまして、樹園地、荒れておるんですけど、そこの部分だけの自家消費による所有権移転、ということになりました。ちゃんと作られると思います。以上です。

《石城戸委員》

91番についてご説明いたします。この事案は、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの話がまとまり、◇◇◇◇さんの要望により所有権移転が決まった事案です。問題ないと思います。

《早稲田委員》

92番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんがこれまで耕作していたわけですが、◇◇◇◇さんの方から買ってもらえないだろうかということで、その話がまとまり、所有権移転となつたそうです。以上です。

《加賀山委員》

9 3番について説明いたします。◇◇◇◇在住の◇◇◇◇さんは、耕作が不便であるということで耕作をしている人を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。所有権移転です。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《上谷委員》

9 5番について説明します。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇に転居されるにあたりまして、自宅敷地に隣接する裏山が少し残っていたということで、ちょうど隣の◇◇◇◇さんが耕作されるということで、所有権移転で話がまとまりました。◇◇◇◇さん熱心な方ですんで、問題ないと思います。

《松浦委員》

はい、失礼します。9 6番について説明します。◇◇◇◇さん、水田含め農地を、もう、遠い所なのでよう耕作ができるということで、耕作者を探しておりましたら、近所に水田をお持ちの◇◇◇◇さんが所有権移転ということで耕作する、ということになりました。◇◇◇◇さんは兼業の農家ですが、熱心に米づくりをされておりますので、特に問題はないと思います。

《兵頭委員》

9 7番について説明させていただきます。今日の第3号報告事案の4 5番に引き続いて、関連してでございます。◇◇◇◇さんは、ご主人が亡くなられて相続されおりましたが、貸していた土地、右と左と両隣を、◇◇◇◇さんが農業用にご利用されているので貸していた、というような形なんですが、子供たちも、もう帰ってこないと。帰ってきても農業はできないということで、いつのこと所有権を移転して買っていただけないか、という◇◇◇◇さんからのお話で進んでいる案件でございます。◇◇◇◇さんも、そのままの形で農業で利用していきますというお話なので、問題はない、という形で思っております。

《竹葉委員》

9 8番について説明します。◇◇◇◇さんは栗畑を管理できなくなつたため、経営拡大を図りたい◇◇◇◇さんとの間で、所有権移転の話がまとまりました。◇◇◇◇さんは他の柑橘類も熱心に作られており、問題ありません。以上です。

《船田委員》

9 9番について説明します。これは、◇◇◇◇さんは◇◇市で耕作ができないということで耕作者を探して、耕作してくれる人を探していましたが、近くで熱心に耕作しておられる◇◇◇◇さんが耕作をすることで話がまとまり、所有権移転をすることになりました。問題ありません。

《松本委員》

100番の案件については、今現在は、廃業によりまして、松山の破産管財人、◇◇◇弁護士さんが担当されております。それで、この度、入札がありまして、◇◇さんが最高額で落札をされ、所有権移転の運びとなりました。◇◇◇さんは農地所有適格法人でありますので、何ら問題はないと思います。以上です。

《赤松委員》

101番のご説明をさせていただきます。◇◇◇さんの土地を◇◇◇さんが譲渡を受ける、ということで話がまとまりました。◇◇◇さんとこの裏山の、コンクリートの4メートルぐらいの高台なので耕作不便じやということで、◇◇◇さんとこからやつたらすぐ何とか上がっていけるので、欲しいのも分かるので、問題ないと思います。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙手全委員)

《会長》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、一般個人住宅が1件、建設用施設が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

16番、17番について説明をいたします。まず16番ですが、◇◇◇◇さんは現在、賃貸の住宅に住まわれております。ただ、お子さんが成長するにつれ手狭になったということで、こちらの◇◇◇◇さんの土地を購入して住宅を建てる、という案件であります。この案件につきましては、こちらの方に家が建つとその裏にある農地に対しての進入路がなくなるという、最初懸念があったんですが、こちらの方は◇◇◇◇さんとそちらの方の土地の所有者の方で契約書を交わして、進入路として使えるようになっております。

続きまして17番でございますが、◇◇◇◇さんは建設業を営まれております。今現在建設資材等の置き場所が手狭になったということで、隣接する◇◇◇◇さんの土地を借り受けて、資材置き場にするという案件であります。

こちら2件につきましては、いずれも10月27日、会長はじめ、関係者の方々と現地確認をしております。周りの農地に対する影響もないということから、特に問題はないと考えております。以上です。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙手全委員)

《会長》

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。

番号3、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。除外後、農地法第5条の許可申請を予定しております。

続きまして、9ページをご覧ください。番号4、申請者、除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。現地はすでに非農地化しており、非農地現況証明願を提出済でございます。10ページに位置図を添付しております。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

はい、番号3について説明いたします。この案件は農振除外の申請です。10月27日に、会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。

申出者である◇◇◇◇は、土木舗装、建築工業などを行っておりますが、事業拡大に伴い、既存事業地が手狭で不便な状況になっています。そこで、新たな事業用地の確保を検討した結果、既存事業地のある◇◇地区に位置する申請地を取得し、露天駐車場及び資材置き場として利用する目的で、農用地除外の申し出がありました。

また、申請地は休耕地になっており、当面耕作の見込みがない状況であります。そして、除外申請で許可がおりた場合は、後程農地法第5条で許可申請の予定でございます。問題ありません。

《佐々木委員》

はい、番号4について説明をいたします。この件については、農地から山林に変更するということです。当該園地については、何十年も耕作されておらず、また、周囲も全く耕作されてない畠、或いは山ばかりなので、この整備計画の変更について問題はない、というふうに判断をいたします。

なお、この件については、ちょっと前になりますが、9月25日だったと思いますが、会長副会長以下事務局の皆さんと確認済みですので、報告をいたします。以上です

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

《 局 長 》

次の議案第4号につきましては、小清水会長の農業委員会等に関する法律第31条にかかる議案があるために、議長を和田会長職務代理者に交替いたします。

《和田代行》

失礼します。続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が24,286.00m²、樹園地が27,646.00m²、合計51,932.00m²となっております。所有権の移転はありませんでした。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《和田代行》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《酒井委員》

はい、146番について説明をさせていただきます。権利の設定を受ける◇◇◇◇さんは、兼業農家ではありますが、地域の水利組合長をするなど熱心に農業をしておられ、何ら問題はないと思われます。

《船田委員》

147番について説明します。この、147番の利用権設定をする◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《氏原委員》

148番について説明いたします。利用権設定をする◇◇◇◇さんの土地を農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは高齢でありますが元気で、熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《鎌田委員》

149番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされておりまして、問題はありません。以上です。

《山本委員》

150番について説明します。◇◇◇◇さんは89歳で高齢のため耕作ができないというところで、近隣の熱心な◇◇◇◇さんが経営拡大との話がまとまりました。

《武内委員》

はい、151番について説明をいたします。利用権設定を受ける◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの土地を耕作する、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に作業に取り組まれておりますので、特に問題はないと考えております。以上です。

《末光委員》

152番について説明いたします。この件については、直接私の方には連絡來ておりません。一応、その書面通りの説明をさせてもらいます。◇◇◇◇さんの樹園地を契約20年の間で◇◇◇◇さんが耕作をする、ということです。何ら問題ないと思います。以上です。

《加賀山委員》

153番について説明いたします。◇◇◇◇さん欠席のため、代わって発表いたします。◇◇◇◇さん、高齢のため耕作ができないということで耕作をしている人を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《駄長委員》

はい、154番について説明をいたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、というものです。◇◇◇◇さんは専業農家で、熱心に

農業をされており、問題はないかと思います。

《加賀山委員》

155番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢のため農作業ができないということで農作業をしてくれる方を探していましたところ、◇◇◇◇さんが作られるということで、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業をされており、何ら問題ありません。

《堀田委員》

156番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんはこちらに住んでおりませんので、近所に住んでいる◇◇◇◇君に耕作をお願いした、ということで、そのようなことになっております。それで、◇◇◇◇君も熱心に農業しておりますので、問題はないかというふうに思います。

それから、157番についてですけれども、◇◇◇◇さんも◇◇に住所を構えておられますので、もともと◇◇◇◇さんの近所に住まわれとったんで、耕作地も隣接しておりますので、◇◇◇◇さんにお願いをすると。◇◇◇◇さんは熱心に農業されますので、何ら問題はないかというふうに思います。

158番、それから、◇◇◇◇さんは、高齢でございますので◇◇◇◇君にお願いをする、という話にまとまりました。◇◇◇◇君も熱心に農業しておりますので、問題ないかというふうに思います。

159番、◇◇◇◇さんも年齢的にはまだですけれども、ちょっと体の調子が悪いということで、近所に住まわれる◇◇◇◇さんにお願いをするということで、耕作まとまっておりますので、◇◇◇◇君も熱心に農業しておりますので、問題はないかというふうに思います。以上です。

《岡山委員》

160番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さん相続人◇◇さんは、耕作不能のため農事組合法人◇◇◇◇集落営農組合が耕作する、ということで話がまとまりました。同組合は浪岡地区の農地をほぼ受けて耕作している組合でありますので、何も問題ないと思います。

《竹葉委員》

161番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが、今も元気でお百姓をされており、また後継者もおいでるとのことでのことで、問題ないかと思います。

162番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、会社退職後真面目に農業に取り組まれており、問題ありません。

163番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、知人である◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、同自治会では若手で

積極的に農業に取り組まれており、何ら問題ありません。以上です。

《和田代行》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、小清水委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙手全員)

《和田代行》

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案の通り承認することと決定いたします。小清水委員の入室を認めます。

《会長》

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書17ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更（案）について意見を求められたものです。

変更しようとする地区は三間と北灘の2地区となります。具体的な内容は、農林課より説明をお願いします。

《宇都宮係長》

失礼いたします。農林課の宇都宮と申します。私から、議案第5号に関して説明をいたします。着座にて失礼いたします。

おおむね10年後の農地利用のあり方を示した地域計画につきましては、今年の2月と3月の定例総会におきまして、委員の皆様に案を提示させていただき、3月末までに市内62の地区において策定をいたしました。

この度、その地域計画の変更を行おうとする地区が2つございます。法律の19条におきまして、地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等の関係者の意見を聴かなければならない、と定められているため、その概要について説明をさせていただきたく存じます。

今回、変更しようとしているのは、事務局からもありましたとおり、三間と北灘の二地区です。お手元にあります、カラーのA4両面刷りの地域計画の変更について、という紙をあわせてご覧ください。

まず、三間につきましてですが、務田におきまして、農用地区域からの除外の申し出があり、対象地のうち地域計画に位置付けられている4筆について、地域計画からの除外を行おうとするものです。添付しております航空写真が、◇◇◇◇の工場がまだない状態の古い物になっておりますが、当該の場所を明確にするために、参考につけております。

右の地域計画の目標地図においては、ちょっと細かくて分かりづらいんですけれども、既に対象の地番の所は白抜きにしており、着色を外しております。はい、三間につきましては以上となります。

裏面をご覧ください。次に北灘についてですが、令和元年度に国の交付金事業、産地パワーアップ事業というものを活用いたしまして、施設、育苗のハウスでございますが、その整備を行いました◇◇◇◇について、これまで地域計画の前身の人農地プランに位置付けられていましたが、制度改正により地域計画に位置付けられていることが要件となったことから、地域計画への位置付けを行うものです。

以上、簡単ですが、私からの説明を終わりります。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

はい、井上委員。

《井上和久委員》

失礼いたします。三間町の務田についてでございます。私も、実はこの近くに水田を持っておりまして。農業用倉庫を建てたりするのに、大変厳しい規制がございます、この地域。第1種農地だったりとか、農振であったりとかですね、規制がかかっておりまして。これ除外されたということは、将来的に転用を考えられておられるということですか。

《宇都宮係長》

すでに具体的な話がございまして、出しても差し支えないとは思うんですけども、株式会社◇◇◇◇の宇和島営業所の事務所、現在◇◇◇◇にございますけれども、地震による津波等の懸念から、当該の場所への移転を検討されている、ということによるものです。

《井上和久委員》

これ、転用できるんですか。農振外して第1種やろうと思うんですけど。

《宇都宮係長》

転用できるかどうかっていうところはちょっと、農業委員会事務局の方に委ねます。

《山下係長》

はい、失礼します。この土地につきまして1種農地の所もかかります。第3種農地、このインターインターインジの入口から300メートル以内ってところが3種農地になるんですけども、3種農地にかかる所、かかるない所が1種農地になります。

そういうところも踏まえて、土地の要件としたら、さっき言った地域計画の方で目標地図の方に記載されているっていうところも、まず、この、ここの部分外さないといけないので、農振農用地の所も除外しなければならない、というところもあります。

転用の内容としては、今の段階の協議の中では、特に問題としてはあがっておりません。ですので、段階を追って、地域計画の変更で、農振除外の所も除外という段階に進んでいこうかと思っております。

《井上和久委員》

これ、私の個人的な意見なんですけれども、第1種農地、第3種農地で駅から何メートルとか、道の駅ではいけんのかという、商業施設でありますね、この地域。どういうふうに変わっていくのか分かりませんけれども、もうちょっと緩くしていただいた方が、地主としては、憲法でね、財産処分の自由というのは保障されるとの、農地法等の法律でございますので、その辺のところにちょっと私は疑問を感じておる次第でございます。以上です。

《会長》

農林課の方からないですか。

《宇都宮係長》

また、参考にさせていただいてちょっと、はい。検討させていただきます。

《会長》

個人的に思うのは、こんだけの農地が広がつとる、第1種農地が広がつとる中で、道路の隣接と、いや隣接なんやけども、奥に入って2ヶ所あるということは、転用には、私自身はあまり相応しくないのかな、というふうには思っております。

逆に、これを認めると後の農地も、農振外してくれ、うちも埋め立てしたいが、と。売りたいが、というふうな話が出てくるんですね。まずは、地元で十分話してもらわなければいけんのかな、というふうに思っております。

で、ここで通つても、この第1種農地は県の常設審議会にかかってですね、県下の農業委員の会長さん、農業委員会の会長さん、農協の組合長、その他の20数名の役員さんが審議をして、それでゴーサインが出れば県にあげる、と。県が認める、とい

う方向になりますので、第1種農地、甲種農地、300平メートル以上の農地というのは、ここで認められても、県の判断というのがいりますので、一足飛びにOKということにはならないかな、と。いうふうには思っております。

この件について、何かございませんか。三間の委員さんら良いですかね。

はい、なければ他にご意見ございませんか。

はい、渡邊委員。

《渡邊委員》

私、北灘地区が担当になっておりますんで、お尋ねいたします。この、地域名としては北灘となっております。で、写真に写っておるのは、北灘の中の一集落になります。こうした場合にこれ、映っていない北灘地域全域がこれに該当するんでしょうか。

《宇都宮係長》

地域計画の策定の仕方として、あ、ごめんなさい。抜粋して◇◇◇◇の周辺しか示しておりませんけれども、現行の計画は北灘地区全域となっております。

そこに、◇◇◇◇の、ちょっと、どの程度の対象農用地とするかというところについては、ちょっとこれ、ここから詳しく精査をするんですけども、全体の中の◇◇◇◇、という位置付けになります。北灘全体です。

《会長》

はい、渡邊委員。

《渡邊委員》

するとですね、この◇◇◇◇が規模拡大で、この集落を越えていった場合にも北灘地域であれば、これに基づいたことですよっていうことですかね。

《宇都宮係長》

もし、◇◇◇◇が北灘の以外のエリアで農用地お持ちであるんだったら、そこの、例えばA地区ならA地区の分で、◇◇◇◇が加わるようになります。

《渡邊委員》

分かりました。

《宇都宮係長》

はい。

《会長》

ここ以外にも◇◇◇◇が持つとて、この地域計画に入る所は北灘内でもあるわけ。

《宇都宮係長》

北灘内にもございますし、北灘以外であるかどうか、ちょっとここから調べさせていただきたいなど。

《会長》

以外はええんやけども、北灘であるんやったら全部は出さんでええわけ。ここに、審議する中に。

《宇都宮係長》

少なくとも、この国の交付金事業を使って施設整備をした育苗のハウスについては必ず加えなければならない、というところです。それ以外については、ちょっと、整い次第別途、紹介させていただきたいなと思います。現時点においては施設の分だけ、にはなりますが。

《会長》

他にあるのに、他のとこは審議せんでええわけ。

《宇都宮係長》

段階を踏んで、ちょっとまだ確認作業が、はい進んでおりませんので、すいません。

《会長》

その北灘内で◇◇◇◇があるのに、そこも入るのに、ここに載せんでもいいわけ。それで皆さんのが承諾すれば、それでいいわけ。全部の場所が分からんのに、そういういい加減な審議をしてええんか、ということ。

《宇都宮係長》

全部の場所がですね。国の要綱によりましたら、北灘の、幾つもの場所で◇◇◇◇が営農している、というのは事実はあるかもしれないんですけども。国の要綱上は少なくとも、施設整備をしたハウスについては必ず地域計画に位置付けられていないといけない、ということで。すみません、差し当たって、今回紹介させていただくのは、その施設に該当する部分のみになります。また、◇◇◇◇が北灘の区域内に幾つもの園地、営農されているという事実、確認し次第、また、はい、紹介したいなと考えております。

《会長》

今回は2ヶ所だけで、他に出りやあ、また変更を。

《宇都宮係長》

はい。

《会長》

都度、審議をする。

《宇都宮係長》

審議をさせていただきます。

《会長》

分かりました。

はい、他に質問ございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

では、質問がなければ以上で終わって、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域計画」の変更
(案)の意見聴取について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙手全員)

《会長》

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和7年11月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
